

25年第4回定例会提出議案

■ 12月10日 付議事件

番号	件名	要旨	付託先 委員会	議決 結果
承認第7号	専決処分の承認を求めることについて（生活保護法第78条に基づく費用徴収金請求に伴う訴えの提起について）	1 生活保護法第78条に基づく不実の申請により支弁した保護費に係る費用徴収金について、支払督促の申立てを行ったところ、相手側が潜促異議の申立てを行ったため、訴えの提起をするもの 2 専決日 平成25年11月25日	民生常 任委員 会	承認
議案第56号	市道路線の認定について	1 開発行為等による道路の帰属に伴う路線の認定 2 認定路線 20路線	総務建 設常任 委員会	可決
議案第57号	市道路線の変更について	1 開発行為等による道路の帰属に伴う認定路線の変更 2 変更路線 3路線	総務建 設常任 委員会	可決
議案第58号	門真市保健福祉センター内障害者福祉センターの指定管理者の指定について	1 指定管理者に管理を行わせる施設 門真市保健福祉センター内障害者福祉センター 2 指定管理者に指定する団体 株式会社オールケアライフ 3 指定期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで	民生常 任委員 会	可決
議案第59号	門真市立老人福祉センター、門真市高齢者ふれあいセンター及び門真市地域高齢者交流サロンの指定管理者の指定について	1 指定管理者に管理を行わせる施設 (1) 門真市立老人福祉センター (2) 門真市高齢者ふれあいセンター (3) 門真市地域高齢者交流サロン 2 指定管理者に指定する団体 社会福祉法人晋栄福祉会 3 指定期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで	民生常 任委員 会	可決
議案第60号	門真南駅第1自転車駐車場、門真南駅北自転車駐車場及び門真南駅東自転車駐車場の指定管理者の指定について	1 指定管理者に管理を行わせる施設 (1) 門真南駅第1自転車駐車場 (2) 門真南駅北自転車駐車場 (3) 門真南駅東自転車駐車場 2 指定管理者に指定する団体 株式会社駐輪サービス 3 指定期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで	総務建 設常任 委員会	可決
議案第61号	門真市立弁天池公園の指定管理者の指定について	1 指定管理者に管理を行わせる施設 門真市立弁天池公園 2 指定管理者に指定する団体 公益社団法人門真市シルバー人材センター 3 指定期間 成26年4月1日から平成31年3月31日まで	総務建 設常任 委員会	可決
議案第62号	門真市民文化会館及び門真市立市民交流会館	1 指定管理者に管理を行わせる施設 (1) 門真市民文化会館	文教常 任委員 会	可決

	の指定管理者の指定について	<p>(2) 門真市立市民交流会館</p> <p>2 指定管理者に指定する団体 特定非営利活動法人トイボックス</p> <p>3 指定期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで</p>		
議案第63号	住居表示を実施する市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法について	<p>住居表示に関する法律(昭和37年法律第119号)第3条第1項の規定に基づき、住居表示を実施する市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法を定めるもの</p> <p>1 区域 門真市大字三ツ島及び大字下島頭の地域</p> <p>2 方式 街区方式</p>	総務建設常任委員会	可決
議案第64号	門真市自治基本条例の制定について	<p>1 要旨</p> <p>(1) 門真市の自治の基本理念を明らかにし、市民、議会及び市役所が協働によるまちづくりの基本原則等を理解し、自治の確立及び市民の福祉の増進を図るため制定するもの</p> <p>(2) 本条例の制定に伴い、新たに附属機関として設置した委員の報酬を規定するため、特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例を改正する。</p> <p>2 施行日 平成26年1月1日</p>	総務建設常任委員会	可決
議案第65号	門真市一般職の任期付職員の採用に関する条例の制定について	<p>1 要旨</p> <p>(1) 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)第3条第2項、第4条、第6条第2項並びに第7条第1項及び第2項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用に関し必要な事項を定めるもの</p> <p>(2) 本条例の制定に伴い、次に掲げる条例を一部改正するもの</p> <p>① 一般職の職員の給与に関する条例 任期付職員の給料の特例等を定めるもの</p> <p>② 一般職の職員の退職手当に関する条例 勤続期間の計算から任期付職員を除くもの</p> <p>2 施行日 平成26年4月1日</p>	総務建設常任委員会	可決
議案第66号	門真市事務分掌条例の全部改正について	<p>1 要旨</p> <p>(1) 新しい行政課題に的確に対応し、第5次総合計画を確実に実践するため、より効率的かつ機動的な行政組織の整備を図るもの</p> <p>(2) 本条例の制定に伴い、水道局が上下水道局に名称変更することから次に掲げる条例を一部改正するもの</p> <p>① 門真市職員の厚生制度に関する条例</p> <p>② 門真市水道事業の設置等に関する条例</p> <p>③ 門真市水道局布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例</p>	総務建設常任委員会	可決

		2 施行日 平成26年4月1日		
議案第67号	門真市下水道条例の一部改正について	1 要旨 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）による消費税法の一部改正に伴い、使用料に係る消費税率を改めるもの 2 施行日 平成26年4月1日	総務建設常任委員会	可決
議案第68号	門真市水道条例の一部改正について	1 要旨 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）による消費税法の一部改正に伴い、使用料等に係る消費税率を改めるもの 2 施行日 平成26年4月1日	総務建設常任委員会	可決
議案第69号	平成25年度門真市一般会計補正予算（第5号）	既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ31,447千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ53,598,759千円とする。 1 歳入歳出予算補正 (1) 歳入（歳入補正の内容） 国庫支出金・国庫補助金 △548千円 府支出金・府補助金 △11,504千円 府支出金・委託金 △1,801千円 繰入金・基金繰入金 △80,000千円 市債・市債 125,300千円 (2) 歳出（歳出補正の内容） 議会費・議会費 △368千円 総務費・総務管理費 74,617千円 総務費・徴税費 △2,815千円 総務費・戸籍住民基本台帳費 381千円 総務費・選挙費 △5,615千円 総務費・統計調査費 △201千円 民生費・社会福祉費 20,559千円 民生費・児童福祉費 △19,301千円 民生費・生活保護費 △4,235千円 民生費・国民健康保険費 △2,287千円 衛生費・保健衛生費 △4,496千円 衛生費・清掃費 △3,179千円 農林水産業費・農業費 990千円 商工費・商工費 1,095千円 土木費・土木管理費 △2,124千円 土木費・河川費 203千円 土木費・都市計画費 1,609千円 教育費・教育総務費 2,646千円 教育費・小学校費 △231千円 教育費・中学校費 179千円 教育費・幼稚園費 133千円 教育費・社会教育費 △17,081千円 教育費・保健体育費 △2,643千円 予備費・予備費 △6,389千円	総務建設常任委員会 民生常任委員会 文教常任委員会	可決

2 債務負担行為の補正

(1) 追加分

目的 住民情報システム業務委託
(平成26年4月1日消費税率改正分)

期間 平成25年度～平成32年度

限度額 39,890千円

目的 滞納整理支援システム再構築事業
(平成26年4月1日消費税率改正分)

期間 平成25年度～平成32年度

限度額 2,023千円

目的 福祉系システム業務委託
(平成26年4月1日消費税率改正分)

期間 平成25年度～平成32年度

限度額 371千円

目的 庁内案内表示板製作業務委託

期間 平成25年度～平成26年度

限度額 1,276千円

目的 庁舎備品等移送業務委託

期間 平成25年度～平成26年度

限度額 6,956千円

目的 庁舎用器具購入

期間 平成25年度～平成26年度

限度額 8,290千円

目的 財務会計システム業務委託
(平成26年4月1日消費税率改正分)

期間 平成25年度～平成27年度

限度額 232千円

目的 例規システム業務委託
(平成26年4月1日消費税率改正分)

期間 平成25年度～平成28年度

限度額 177千円

目的 人事給与システム業務委託
(平成26年4月1日消費税率改正分)

期間 平成25年度～平成27年度

限度額 142千円

目的 仮庁舎、別館及び分館機械警備委託

		<p>(平成26年4月1日消費税率改正分) 期間 平成25年度～平成29年度 限度額 84千円</p> <p>目的 課税原票システム管理事業 (平成26年4月1日消費税率改正分) 期間 平成25年度～平成29年度 限度額 264千円</p> <p>目的 戸籍総合システム業務委託 (平成26年4月1日消費税率改正分) 期間 平成25年度～平成28年度 限度額 640千円</p> <p>目的 健康管理システム業務委託 (平成26年4月1日消費税率改正分) 期間 平成25年度～平成28年度 限度額 836千円</p> <p>目的 就労支援等事業 期間 平成25年度～平成28年度 限度額 76,887千円</p> <p>目的 就労意欲喚起支援事業 期間 平成25年度～平成28年度 限度額 83,352千円</p> <p>目的 老人福祉センター等指定管理委託 (2) 期間 平成25年度～平成30年度 限度額 122,809千円</p> <p>目的 粗大ごみ等電話受付業務委託(2) (平成26年4月1日消費税率改正分) 期間 平成25年度～平成29年度 限度額 748千円</p> <p>目的 粗大ごみ等電話受付システム業務委託 (2) (平成26年4月1日消費税率改正分) 期間 平成25年度～平成29年度 限度額 427千円</p> <p>目的 一般ごみ等収集業務委託(4) (平成26年4月1日消費税率改正分) 期間 平成25年度～平成28年度</p>		
--	--	---	--	--

		<p>限度額 3,762千円</p> <p>目的 一般ごみ等収集業務委託（5） （平成26年4月1日消費税率改正分） 期間 平成25年度～平成29年度 限度額 5,048千円</p> <p>目的 一般ごみ等収集業務委託（6） （平成26年4月1日消費税率改正分） 期間 平成25年度～平成29年度 限度額 2,805千円</p> <p>目的 自転車駐車場指定管理委託（2） 期間 平成25年度～平成30年度 限度額 106,230千円</p> <p>目的 門真市弁天池公園指定管理委託（2） 期間 平成25年度～平成30年度 限度額 99,127千円</p> <p>目的 （仮称）門真市立統合中学校整備PFI事業 （平成26年4月1日消費税率改正分） 期間 平成25年度～平成38年度 限度額 6,567千円</p> <p>目的 学校給食調理業務委託（13） （平成26年4月1日消費税率改正分） 期間 平成25年度～平成27年度 限度額 2,864千円</p> <p>目的 英語教育活動業務委託 期間 平成25年度～平成26年度 限度額 12,000千円</p> <p>目的 文化施設予約システム業務委託 （平成26年4月1日消費税率改正分） 期間 平成25年度～平成27年度 限度額 22千円</p> <p>目的 市民文化会館等指定管理委託（2） 期間 平成25年度～平成30年度 限度額 667,919千円</p> <p>目的 スポーツ施設予約システム業務委託 （平成26年4月1日消費税率改正分）</p>		
--	--	--	--	--

		<p>期間 平成25年度～平成27年度 限度額 166千円</p> <p>目的 図書館システム業務委託（2） （平成26年4月1日消費税率改正分） 期間 平成25年度～平成27年度 限度額 341千円</p> <p>(2) 変更分 目的 浄化センター運転管理業務委託（2） （平成26年4月1日消費税率改正分） 限度額 150,000千円→ 154,287千円</p> <p>目的 浄化センター中央監視コンピュータシステム業務委託 （平成26年4月1日消費税率改正分） 限度額 3,780千円→ 3,888千円</p> <p>目的 学校給食調理業務委託（14） （平成26年4月1日消費税率改正分） 限度額 170,295千円→ 175,161千円</p> <p>目的 文化施設予約システム業務委託（2） （平成26年4月1日消費税率改正分） 限度額 196千円→ 200千円</p> <p>3 地方債の補正 変更分 目的 退職手当債 限度額 249,200千円→ 374,500千円</p>		
議案第70号	平成25年度門真市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）	<p>既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ135,617千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ21,457,840千円とする。</p> <p>1 歳入歳出予算補正</p> <p>(1) 歳入（歳入補正の内容） 療養給付費等交付金・療養給付費等交付金 65,014千円 前期高齢者交付金・前期高齢者交付金 72,890千円 繰入金・一般会計繰入金 △2,287千円</p> <p>(2) 歳出（歳出補正の内容） 総務費・総務管理費 △2,287千円 公債費・公債費 △60,000千円 諸支出金・償還金及び還付加算金 212,668千円 予備費・予備費 △14,764千円</p>	民生常任委員会	可決

		<p>2 債務負担行為の補正</p> <p>(1) 追加分 目的 健康管理システム業務委託 期間 平成25年度～平成28年度 限度額 148千円</p> <p>(2) 変更分 目的 滞納整理システム業務委託 限度額 64,766千円 → 66,616千円</p>		
議案第71号	平成25年度門真市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)	<p>既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ202千円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ6,466,965千円とする。</p> <p>1 歳入歳出予算補正</p> <p>(1) 歳入(歳入補正の内容) 繰入金・一般会計繰入金 △202千円</p> <p>(2) 歳出(歳出補正の内容) 総務費・下水道総務費 △202千円</p>	総務建設常任委員会	可決
議案第72号	平成25年度門真市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)	<p>既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ332千円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1,278,600千円とする。</p> <p>1 歳入歳出予算補正</p> <p>(1) 歳入(歳入補正の内容) 繰入金・一般会計繰入金 △332千円</p> <p>(2) 歳出(歳出補正の内容) 総務費・総務管理費 △332千円</p> <p>2 債務負担行為の補正 変更分 目的 滞納整理システム業務委託 限度額 12,340千円 → 12,692千円</p>	民生常任委員会	可決
議案第73号	平成25年度門真市水道事業会計補正予算(第1号)	<p>既定の債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を、次のとおり追加する。</p> <p>追加分 目的 門真市水道料金等収納業務委託(平成26年4月1日税率改正分) 期間 平成25年度～平成27年度 限度額 5,395千円</p> <p>目的 浄・配水場施設運転管理業務(平成26年4月1日税率改正分) 期間 平成25年度～平成27年度 限度額 3,446千円</p>	総務建設常任委員会	可決
議案第74号	公平委員会委員の選任について	植村 興委員の任期満了(平成26年3月6日)に伴うもの	—	同意
議案第75号	公平委員会委員の選任について	浅田 博委員の任期満了(平成26年3月6日)に伴うもの	—	同意
議案第76号	人権擁護委員候補者の推薦について	栗原 久子委員の任期満了(平成26年6月30日)に伴うもの	—	同意

議案第37号	平成24年度門真市水道事業剰余金の処分について	平成24年度末の未処分利益剰余金から減債積立金に50,000千円、建設改良積立金に400,000千円をそれぞれ積み立てるものとする。	決算特別委員会	可決
認定第1号	平成24年度門真市歳入歳出決算認定について	一般会計外5会計	決算特別委員会	認定
認定第2号	平成24年度門真市水道事業会計決算認定について		決算特別委員会	認定
議員提出議案第9号	<p>亀井淳議員に対する問責決議</p> <p>【提出者】 門真市議会議員 武田 朋久 岡本 宗城 内海 武寿 木津 英之 高橋 嘉子 春田 清子 中道 茂 田伏 幹夫 戸田 久和 鳥谷 信夫 佐藤 親太 日高 哲生</p>	<p>亀井淳議員は、平成25年10月18日開催の決算特別委員会において、議員用傍聴席が空いているにもかかわらず、あえて市民用傍聴席に座った上で、委員長の議事進行を妨げる発言を執拗に行い、委員長が注意したにもかかわらず、みだりに発言を繰り返し、審査を中断させた。この傍聴席からの行為は、会議の秩序を乱し、議会制民主主義を冒瀆するものであり、到底看過できるものではない。</p> <p>また、平成25年10月29日には、会派代表者による協議会で発言した議員に対し、当該議員が恫喝と感じざるを得ない発言を議会棟で行ったことは、誠に遺憾である。</p> <p>さらに、平成25年第1回定例会において報告のとおり、亀井淳議員が本市議会選出の議員として就任していた守口市門真市消防組合議会の副議長の重職を、同議員の言動が原因となり、任期途中の平成24年12月26日に辞任したことは、守口市議会選出の議員に迷惑をかけただけでなく、本市議会の名誉と権威を著しく失墜させた。</p> <p>同議員には、言動に慎重を期すことが当然求められている中で、これらの行為に対し、これまで公式の場はもとより、非公式の場においても議員自ら釈明及び謝罪の言葉を述べるものがなかったものであり、これらも考慮すると、市民の厳粛な信託を受けた公職者たる議員として、市民の信頼を得られるものではないとともに、議員としての資質を疑うものである。</p> <p>よって本市議会は、亀井淳議員に対し、公職者である議員の職責の重さを深く自覚し、猛省を求めるとともに、今後二度とこのような行為を起こさないよう強く求めるものである。</p> <p>以上、ここに決議する。</p>	—	可決

■ 12月20日 付議事件

議員提出議案第10号	難病対策の充実等に関する意見書	国の難病対策として実施されている特定疾患治療研究事業は、患者の医療費の負担軽減を図るとともに、病態の把握や治療法研究に重要な役割を果たし	—	可決
------------	-----------------	--	---	----

【提出者】
門真市議会議員
福田 英彦
五味 聖二
中道 茂
日高 哲生

てきており、難病患者や家族の大きな支えとなっている。

しかし、医療費助成の対象が56疾患に限られていることから、難病の疾患区分により不公平感があることや小児慢性特定疾患治療研究事業の対象者が成人後に助成を受けられなくなるなどから、全般的な見直しが強く求められている。

国においては、本年1月25日に厚生科学審議会疾病対策部会難病対策委員会からの「難病対策の改革について（提言）」を踏まえ、医療費助成の具体的な対象疾患及び認定基準、医療費助成の対象患者の負担割合等、個別具体的な事項について今後審議を行うとしているが、その後5回の難病対策委員会が開かれ、10月29日に「難病対策の改革に向けた取組について（素案）」が示されており、法制化に向け早急な対応が求められている。

見直しに当たっては、広く国民の理解を得ながら、より公平・安定的な医療費助成の仕組みを構築していく必要があるが、本市においても対象疾患の拡大を心待ちにしている方が数多くいることから、スピード感を持って拡充の方向で検討すべきであり、国民にわかりやすい制度設計に努めるべきである。

よって政府は、難病対策の改革に当たっては、下記事項について、一層の充実を図るよう強く求める。

記

- 1 難病患者支援が拡充・強化されるよう、早急に法制化の手続きを進めること。
- 2 事業の見直しに当たっては、患者等関係者の声を聞き、必要な支援が安易に切り捨てられることのないよう配慮すること。
- 3 対象疾患の拡大、医療機関及び医師の指定など、地方自治体の事務負担の大幅な増加が懸念されることから、その軽減等にも十分配慮すること。
- 4 制度設計に当たっては、地方自治体への速やかな情報提供や意見交換の機会の確保を徹底し、地方自治体からの意見を十分に反映させること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年 月 日

門真市議会

内閣総理大臣
総務大臣 各宛て

		財 務 大 臣 厚生労働大臣		
議員提出 議案第11号	消費税の軽減税率制度 の導入を求める意見書 【提出者】 門真市議会議員 春田 清子 内海 武寿 五味 聖二 中道 茂 日高 哲生	<p>厳しい財政状況のもと、一層本格化する少子高齢社会にあつて、社会保障の費用を安定的に確保し、将来にわたつて持続可能な社会保障制度を維持・強化していくために「社会保障と税の一体改革」関連8法案が昨年8月に成立した。そして、安倍総理は法律どおり明年4月1日から消費税率を5%から8%へ引き上げる決断をした。法律ではさらに平成27年10月には10%へ引き上げられる予定となっている。</p> <p>消費税率の引き上げは国民の暮らし、特に中堅・低所得者層の生活に大きく影響を与えることから、8%引き上げ段階では「簡素な給付措置」が実施される。</p> <p>しかし、これはあくまでも一時的な給付措置であり、抜本的かつ恒久的な対応が求められている。食料品など生活必需品に「軽減税率制度」の導入を図ることは、逆進性対策としても、国民の消費税に対する理解を得るためにも必要な制度であり、各種世論調査でも約7割が導入を望んでいる。</p> <p>与党の平成25年度税制改正大綱では「消費税10%への引き上げ時に、軽減税率制度を導入することをめざす」とし、「本年12月予定の2014年度与党税制改正決定時までには、関係者の理解を得た上で、結論を得るものとする」と合意されている。</p> <p>よつて政府は、下記の事項について、速やかに実施するよう強く求める。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 「軽減税率制度」の導入へ向けて、年内に結論を得るようその議論を加速し、軽減税率を適用する対象、品目、中小・小規模事業者等に対する事務負担の配慮などを含めた制度設計の基本方針について、鋭意検討を進め、その実現へ向けての環境整備を図ること。</p> <p>以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。</p> <p>平成25年 月 日</p> <p style="text-align: right;">門真市議会</p> <p>内閣総理大臣 財 務 大 臣 各宛て 総 務 大 臣</p>	—	可決
議員提出 議案第12号	吉水丈晴議員に対する 問責決議	市議会議員は、市民の厳粛な信託による公職者としての職責を認識し、市民全体の奉仕者として、その倫理性を自覚し、政治倫理にのっとり、議会に対	—	可決

	<p>【提出者】 門真市議会議員 武田 朋久 岡本 宗城 内海 武寿 木津 英之 高橋 嘉子 春田 清子 中道 茂 田伏 幹夫 戸田 久和 鳥谷 信夫 佐藤 親太 日高 哲生</p>	<p>する市民の信頼を確保すべきものである。</p> <p>吉水丈晴議員は、このような立場にあるにもかかわらず、門真市議会議員政治倫理条例の施行後、本年9月10日には門真市体育協会の副会長、さらに11月15日には、門真市ソフトボール連盟の会長に就任していたことに対し、いずれも同条例第3条第7号「市から活動又は運営に対する補助又は助成を受けている団体の役員に就任しないこと」に違反したとして、同条例第10条の規定に基づき、議長より警告の措置が繰り返しとられた。</p> <p>当該行為は、いかなる理由があるにせよ、高い倫理観が求められる議員としてあってはならない行為であるとともに、門真市議会の名誉と権威、ひいては市民の本市議会に対する信頼を著しく失墜させたものであり、看過できるものではない。</p> <p>よって本市議会は、吉水丈晴議員に対し、条例を遵守し、信頼回復に向けた取り組みを強く求めるとともに、倫理的責任の再認識と猛省を促し、その責任を厳しく問うものである。</p> <p>以上、決議する。</p>		
--	---	--	--	--